

公 表 第 4 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年11月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成29年度

部局名：協働推進部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>現在、市では、防災や防犯、環境美化、定住・交流人口の増加や社会的弱者支援などの地域活動を行う校区コミュニティ組織に対し、地域の実態等を踏まえた助言や提案、調整などの支援を行うこととしているが、市内には46の校区コミュニティ組織が存在し、それぞれの校区においては、画一的ではない多様かつ独自の地域課題を抱えているものと思われる。</p> <p>今後、市として、コーディネート機能の強化や関係部局との連携強化を図っていくためには、例えば、各校区の地域課題を分析・整理し、課題解決への道筋を明らかにするための「校区カルテ」を取りまとめていくことなどが考えられる。そのような地域課題の可視化と全庁的な共有化を行うことができ、かつ、部局の枠を越えた地域の課題解決に向けて、関係部局が連携して取り組むことができる条件整備や仕組みについて検討されることを望む。</p>	<p>各校区の基礎データ、活動内容、地域課題などを掲載した「校区概要」を作成し、平成30年11月にひな型フォルダに掲載するとともに、全部局に情報提供し活動を促しました。また、平成31年2月には基礎データの追加や様式の一部見直し等を行った「校区概要改訂版」を追加で掲載いたしました。</p> <p>さらに令和元年度には、これらの情報を各部局がさまざまな場面でより効果的に活用できるよう、校区概要の情報の一部を統合型GISに掲載しました。</p>